社会福祉法人結城市社会福祉協議会福祉用具等貸出事業実施要項

（趣旨）

第１条　この要項は、社会福祉法人結城市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、地域福祉の推進を図ることを目的として所有している用具（以下「福祉用具等」という。）の貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸出用具）

第２条　貸出を行う福祉用具等は、次の各号に掲げるものとする。なお、種類及び数量は別表のとおりとする。

（１）　介護福祉用具

（２）　福祉教育用具

（３）　地域福祉用具

（貸出対象者）

第３条　貸出の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、営利的な目的に利用する恐れがある場合は除く。

（１）市内に在住、在勤、在学している者

（２）市内の自治会、福祉関係団体、社会教育団体、教育機関等（市内の保育施設も含む）

（３）介護福祉用具の車椅子については、他の制度及びサービスを受けられない者

（４）その他本会会長が認めた者

（申請方法）

第４条　福祉用具等を借用しようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に福祉用具等借用申請書（様式１号）を本会会長に提出しなければならない。ただし。車椅子の借用については、車椅子借用申請書（様式２号）によるものとする。

（貸出決定）

第５条　本会会長は、前条に規定する借用申請書の提出があったときは、その目的及び内容が適正であるかどうか確認のうえ、貸出の可否を決定し、福祉用具等貸出決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（貸出期間）

第６条　貸出期間は原則として１週間以内とする。ただし、車椅子については最長１箇月以内とする。

２　前項の規定にかかわらず、本会会長が適当と認める場合は、貸出期間を延長することができる。

（利用料）

第７条　福祉用具等の利用料は無料とする。

（貸出用具等の管理義務）

第８条　申請者は、借用した福祉用具等について細心の注意を払い、管理しなければならない。

２　申請者は故意又は過失により福祉用具等を破損し又は損失したときは、速やかに本会会長に報告するとともに、申請者の責任と負担により原状回復するものとする。ただし、本会会長がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りではない。

３　申請者は、借用した福祉用具を目的外に利用し、また転貸してはならない

（返却）

第９条　申請者は、借用した福祉用具等について期限内に清掃のうえ、返却するものとする。

２　申請者は、福祉用具等を利用しなくなったときは速やかに返却するものとする。

（その他）

第 10 条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附則

この要項は令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第２条関係）

区　分	管理番号	品　種	数　量
介護福祉用具	No.１	車　椅　子	３台
福祉教育用具	No.1	車　椅　子	３台
	No.2	シニア体験セット（Ｓ）	５組
	No.3	（Ｍ）	11 組
	No.4	視覚障害体験プレート	３台
	No.5	視覚障害体験ボード	４台
	No.6	視覚障害体験グラス	１０個
	No.7	点字機器	２０機
	No.8	高齢者疑似体験指導 DVD	４枚
	No.9	盲導犬クイールの一生（DVD　BOX3 枚組）	１組
地域福祉用具	No.1	テント	２台
	No.2	蓄電器（ソーラーパネル付）	１台
	No.3	共同募金箱（ミニ）	３箱
	No.4	共同募金箱（足つき）	２箱
	No.5	善意の箱	９箱
	No.6	ボランティア活動ビブス	３１枚
	No.7	ディスゲッターナイン	１組
	No.8	ディスゲッターフープ	１組
	No.9	輪　投　げ	９個

	No.10	ボーリング	２組
	No.11	玉入れ	１組
	No.12	デイスクゴルフ	１組

様式第１号（第４条関係）

事務局長	事務局次長	係	受付

福 祉 用 具 等 借 用 申 請 書

下記のとおり、福祉用具等を借用したいので申請します。

結城市社会福祉協議会会長　様

年　　月　　日

申　請　者　氏　名　　印
（団体名及び代表者名）
住　　所
電 話 番 号

記

※申請者記入欄

福祉用具等		数　量	
借　用　理　由			
借　用　期　間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで		

※事務局記入欄

返　　却　　日	年　　月　　日返却		
故障・破損等			
備　　考		確認者印	

様式第２号（第４条関係）

事務局長	事務局次長	係	受付

車　椅　子　借　用　申　請　書

下記のとおり、車椅子を借用したいので申請します。

結城市社会福祉協議会会長　様

年　　月　　日

申　請　者　氏　名　　印
（団体名及び代表者名）
住　　所
電 話 番 号

記

※申請者記入欄（太枠内のみ）

車椅子借用台数	台	貸出車椅子 No （事務局記入欄）	
借　用　理　由 （利用者）			
借　用　期　間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで		
貸 出 の 要 件 （事務局記入欄）	【借用について、他の制度及びサービスを受けられない理由】 介護保険 要介護認定外 要 介 護 度（要介護　1　　要支援　1 ・ 2　） 経済的その他理由　（　　） ※該当のものに〇をつける又は聞き取りにより記入		

※事務局記入欄

返　却　日	年　　月　　日返却		
故障・破損等			
備　　考		確認者印	

様式第３号（第５条関係）

福祉用具等貸出（承認・不承認）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった福祉用具等の貸出については、社会福祉法人結城市社会福祉協議会福祉用具貸出実施要項第５条の規定に基づき、下記のとおり（承認・不承認）することに決定しましたので通知します。

申請者　氏　　名　　様
　　住　　所

年　　月　　日

結城市社会福祉協議会会長

記

福祉用具等		数量	
借用理由			
借用期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで		
不承認の理由			

（使用上の遵守事項等）

（１）　福祉用具の利用にあたっては、正しい用法で使用すること

（２）　承認された用途にのみ利用すること

（３）　使用場所への運搬、保管にかかる経費負担及び手段の確保は申請者が行うこと

（４）　借用期間内であっても本会会長から返却の要請があった場合は直ちに返却すること

（５）　福祉用具等の貸出し及び利用、又は貸出し承認の取消し等により申請者が被った損害、又は利用者が第三者に与えた損害に対しては、本会はその責めを負いません